



学生便覧

令和6年度

STUDENT HANDBOOK

令和6年度

学生便覧

2024

学校法人
山野学苑
厚生労働大臣指定
山野美容専門学校

〒151-8539 東京都渋谷区代々木 1-53-1 TEL: 03-3379-0111 FAX: 03-3370-0008

山野美容専門学校

美道五大原則

髪

ひとりひとりに
あった
髪型の美しさ

顔

明るい笑顔が映える
化粧の美しさ

健康美

健康的にはつらつとした
体の美しさ

精神美

素直な心と
包容力をもった
心の美しさ

装い

伝統を生かし
ながら時代に合った
着物の美しさ

YAMANO
BEAUTY COLLEGE

再校

山野美容専門学校 校歌

mf

みどりばあ かる 一き よよぎの もり に

あ つ ま る わ こ ー ー ど き ば う に も え て

f

ひ と す じ き わ む ー る び の げ い じゅ つ ー に

f

こ こ ろ は ー た の し く り そ う は き よ ー し

f

わ れ ら わ れ ら た た え ん

わ れ ら ー の ワ イ ビ ー ジ ー を

校 歌

西条八十 作詞
古関裕而 作曲

一、みどり葉あかるき代々木の森に
集まる若人希望に燃えて
ひとすじ究むる美の芸術に
心はたのしく理想はきよし
我等 我等 讃えん我等の
Y B G を

二、床しき日本の女性の美をば
異国のモードと おりなす技術
日に日に新たに常にうるわし
輝く調和は我等の誇り
我等 我等 讃えん我等の
Y B G を

三、やさしき恩師の教えのもとに
花咲く友情 明らのまどい
いざいざはげみて世界のまえに
文化の日本を担いて起たん
我等 我等 讃えん我等の
Y B G を

山野美容専門学校で学ぶ 学生のみなさんへ

山野美容専門学校

校 長 山野愛子ジェーン

山野美容専門学校は、昭和9年に山野美容講習所として創設され、先ごろ創立90周年を迎えました。この長き90年間にわたり、初代校長山野愛子先生が提唱した「髪・顔・装い・精神美・健康美」の五大原則からなる「美道」の追求を教育理念としてまいりました。近年良く耳にするトータルビューティーは、まさに初代校長が提唱した五大原則そのものです。時代を先取りした初代校長の意思を受け継ぎながら、個性と魅力を引き出し、人の心を癒すことができ、そして豊かな発想と美的感覚を備えた美容師の育成に取り組んでまいります。そしてこれは益々進む高齢社会を見据えた山野独自の美容福祉教育として、介護・介助の技術を学ぶことにもつながってくるのです。

学生のみなさんには社会人としてサロンで働くことを常にイメージし、プロとしての心構えを持って、多くの技術と心を学んでいただきたいと思います。

その第一歩は「スマイル」です。スマイルは最高のパフォーマンスとしてお客様の心を開くと同時に、自分のモチベーションも上がり自信につなげることができます。

また、在学中には「良い友達」を作ってください。友達は良き理解者として共に未来を語ることでできる素晴らしい存在です。自分をよく知ってもらい相手をよく知ることで人間関係を学び経営者としての資質も高まるでしょう。

美容師とは人の心を豊かにし、人を美しく幸せにできる素晴らしい職業です。心と技術をひたむきに磨きOnly Oneの美容師になるという夢を叶えてください。誇りと希望を胸に意義ある学生生活を送れるよう心から応援しています。



山野学苑の教育理念

学校法人山野学苑は、わが国の美容界の発展を念願しつつ、「髪・顔・装い・精神美・健康美」の五大原則を「美道」として、実践し教育してきました。

この建学の精神に基づき、総合的な「美」を創造し追求することが、本校の教育理念であります。

目 次

1	沿 革 山野学苑の沿革	9
2	学 則 山野美容専門学校学則	13
3	年間行事予定表	33
4	学生生活の案内	
①	主な窓口取扱業務	37
②	窓口事務取扱時間	38
③	発行できる証明書	38
④	学籍異動	38
⑤	奨学金制度	38
⑥	本校独自の学費支援制度	40
⑦	健康相談	41
⑧	住まいの相談	41
⑨	就職指導	41
⑩	セクハラについて	42
⑪	学生のための法律相談	42
⑫	緊急時の対応方法	43
5	校舎案内図	49

1 浴 革

山野学苑の沿革

昭和 9 年 3 月	山野美容講習所設立
昭和23年 9 月	国際山野高等美容学院に校名を変更
昭和24年 3 月	美容師養成施設として厚生大臣の指定を受ける
昭和24年12月	財団法人山野高等美容学校認可、理事長に山野治一就任、校長に山野愛子就任
昭和29年12月	学校法人山野高等美容学校認可
昭和48年12月	学校法人山野学苑に法人名称を変更
昭和52年 2 月	専修学校認可に伴い学校法人山野学苑山野美容専門学校に校名変更
平成 3 年11月	学校法人山野学苑理事長に山野正義就任
平成 3 年12月	山野美容芸術短期大学設置認可
平成 4 年 4 月	山野美容芸術短期大学開設 山野美容芸術短期大学学長に山野愛子就任
平成 7 年 8 月	理事長山野正義 山野美容芸術短期大学学長に就任 山野美容専門学校校長に山野愛子ジェーン就任
平成 7 年12月	山野美容芸術短期大学美容保健学科設置認可
平成 8 年 4 月	山野美容芸術短期大学に美容保健学科開設
平成 9 年10月	山野日本語学校設置認可
平成10年 3 月	美容師法（昭和32年法律第163号）の一部改正に基づく美容師養成施設として指定
平成10年 4 月	山野日本語学校開設 山野日本語学校校長に山野正義就任
平成10年12月	山野美容芸術短期大学美容福祉学科設置認可
平成11年 3 月	山野美容芸術短期大学美容福祉学科、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に規定する介護福祉士養成施設に指定
平成11年 4 月	山野美容芸術短期大学に美容福祉学科開設
平成12年 7 月	学校法人山野学苑総括に中川巧スタン就任
平成15年 3 月	山野美容芸術短期大学美容福祉学科、美容福祉法（昭和32年法律第63号）に規定する美容師養成施設に指定
平成15年 3 月	山野医療専門学校設置認可
平成15年 4 月	山野医療専門学校開設 山野医療専門学校校長に山野正義就任

平成16年 4 月	山野美容芸術短期大学に専攻科社会福祉専攻を開設
平成17年 4 月	山野美容芸術短期大学に専攻科芸術専攻を開設
平成19年 4 月	M・YAMANOタワー落成
平成23年 4 月	山野美容芸術短期大学に美容総合学科を開設
平成23年 4 月	山野美容芸術短期大学に美容デザイン専攻を開設
平成23年 4 月	山野美容芸術短期大学に総合エステティック専攻を開設
平成23年 4 月	山野美容芸術短期大学に国際美容コミュニケーション専攻を開設
平成24年 4 月	山野美容芸術短期大学に現代美容福祉専攻を開設
平成25年 4 月	学校法人山野学苑総長に山野正義就任
平成25年 4 月	学校法人山野学苑理事長に山野愛子ジェーン就任
平成25年 4 月	山野美容芸術短期大学学長に山野愛子ジェーン就任
平成25年 4 月	山野日本語学校校長に山野一美ティナ就任
平成25年 4 月	山野医療専門学校校長に山野一美ティナ就任
平成26年 3 月	山野美容専門学校創立80周年
平成26年 3 月	山野美容芸術短期大学日本語別科代々木サテライトキャンパスを開設
令和 2 年 3 月	山野美容専門学校専門課程、文部科学大臣より「職業実践専門課程」に認定

2 學 則

山野美容専門学校学則（抜粋）

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本校は、美容に関する知識及び技能を教授し、併せてその品性を陶冶し徳性を涵養して有為の美容師を養成すると共に、美容の蘊奥を究めようとする美容師の研究を指導することを目的とする。

（名称）

第 2 条 本校は、山野美容専門学校という。

（位置）

第 3 条 本校の位置を、東京都渋谷区代々木 1 丁目 53 番 1 号に置く。

第 2 章 課程、学科及び修業年限、定員並びに休業日

（課程、学科、修業年限、定員）

第 4 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼	美容専門課程	美容科	2 年	600 名	1,200 名	32 学級	
夜	美容高等課程	美容科	2 年	0 名	0 名	0 学級	令和 6 年度に高等課程廃止予定
計				600 名	1,200 名	32 学級	

第 4 条の 2 生徒は、4 年を超えて在学することはできない。

（学年及び学期の始終期）

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 美容専門課程の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 美容高等課程の学期は、次のとおりとする。

4月入学生

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

10月入学生

前期 10月1日から3月31日まで

後期 4月1日から9月30日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日（高等課程は、土曜日も授業を行う）

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 春期、夏期、冬期の休業日は、その都度校長が定める。

(4) 学校創立記念日 6月1日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災、急迫その他やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数

(教育課程、授業時数)

第7条 本校の教育課程、授業時数については、別表1-1、1-2及び3のとおりとする。

(課程の修了)

第7条の2 本校課程を修了するためには、2年以上在学し、別表1-1、1-2及び3に定める教科課目を履修し、規定された時間数を満たし、且つその試験等に合格しなければならない。

2 教科課目の履修については、別に規程を定める。

- 3 試験等の評価は、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第8条 他の専修学校、大学等において履修した科目は、各課程の修了に必要な総授業時数の4分の1を超えない範囲で、当該課程における選択必修科目の履修とみなすことができる。

(始業及び終業の時刻)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	始業時刻	終業時刻
昼	美容専門課程	午前 9 時00分	午後 4 時10分
夜	美容高等課程	午後 6 時00分	午後 9 時30分

第4章 教職員組織

(教職員)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 副校長 1 名以上
- (3) 教頭 1 名以上
- (4) 教員 58名以上（半数以上を専任とする。）
- (5) 事務職員 20名以上
- (6) 学校医 1 名
- (7) 健康相談員 1 名以上

2 校長の選考は、別に定める校長選考規程の定めるところによる。

3 副校長、教頭は校長が指名し、その任期は2年とする。

ただし、校長が任期満了その他の事由によって交代したときは、そのときをもって任期満了とする。

4 教員の任用、昇降格、その他人事に関するすべての事項は、「学校法人山野学苑教員人事委員会規程」による。

5 事務職員、技術職員その他職員に関する人事は、理事会の意見

を徴して、理事長が指名する。

6 各業務所掌に基づき別途委員会組織を設ける。

第5章 入 学 等

(入学資格)

第11条 本校の美容専門課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これに準ずる学力があると認められた者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部省令第1号）により実施される高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
- (8) その他本校において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

2 美容高等課程の入学資格は、次のとおりとし、中学校卒業者に対しては厚生労働省令の定めるところにより選考試験を行う。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めると

- ころにより、これと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) その他本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 転入学については、法令の定めるところにより校長がこれを許可することができる。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

- (1) 美容専門課程は 4 月とする。
- (2) 美容高等課程は 4 月及び10月とする。

(入学手続、許可)

第13条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載して、別表 2 に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続きを終了した者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

3 前項の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本校所定の書類を提出すると共に、別表 2 の定めるところにより入学金を添え、手続きをとらなければならない。ただし、第22条第 4 項の規定により入学金の全部又は一部を免除された場合にはこれを納付することを要しない。

4 校長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第13条の 2 本校に、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び時間数の取扱い並びに在学すべき年数については、審議の上校長が決定する。

第6章 その他学籍異動等

(進級要件)

第14条 進級するための要件は、次のとおりとする。

- (1) 1学年に1年以上在学していること（休学期間は除く）。
- (2) 1学年のすべての課目を修了していること。
- (3) 1学年に必要な授業料等学納金のすべてについて納入を完了していること。
- (4) 1学年に必要な出席時間数を満たしていること。

(進級認定)

第14条の2 前条に定める進級要件を具備した者については、進級会議を経て、校長が進級を認定する。

2 進級が認定できない場合、仮進級もしくは原級留置（進級しないで同じ学年を繰り返し履修すること）とする。

(休学、復学)

第15条 疾病、その他やむを得ない事由によって、30日以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2 休学しようとする者は、その事由を記載した書類及び診断書等事由を証明する書類を提出して校長の許可を受けなければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命ずることができる。

4 前項の者が復学しようとする場合は、校長の許可を受けて、復学することができる。

(休学の期間)

第15条の2 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条の2の在学年限に算入しない。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 次の各号の一に該当する者は、審議の上、校長が除籍する。

(1) 授業料の納付を怠り、督促をしても、なお、納付しない者。

(2) 長期間にわたり行方不明の者。

(3) 第4条の2に定める在学年限を超えた者。

(4) 第15条の2に定める休学期間を超えて、なお修学できない者。

2 除籍になった者は、復籍することはできない。但し、再入学を妨げるものではない。

第7章 卒業等

(卒業・修了)

第18条 本校所定の課程を修了した者には、学習評価のうえ卒業証書を授与する。

2 美容専門課程の修了は2010時間以上、美容高等課程の修了は2010時間以上の出席を必要とする。

(専門士の称号)

第19条 美容専門課程を修了した者には、専門士（衛生）の称号を授与する。

(資格等の取得)

第19条の2 本校所定の課程を修了し卒業した者は、美容師法の規定により、美容師国家試験の受験資格を有する。

第8章 賞 罰

(表彰)

第20条 生徒として表彰に値する行為があった者は、理事会の議を経て校長が表彰する。

(懲戒)

第21条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第9章 入学金、授業料、その他の納付金

(授業料等の納入期及び納入の特例)

第22条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情などがあると認められる者には、延納を認めることがある。

2 原級に留まった場合は、当該年度の授業料等を納付しなければならない。

3 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

4 特別の事由のある場合には、別に定めるところにより納付金の全部又は一部を減免することがある。

5 退学する者の授業料等は徴収する。

6 停学期間中の授業料等は徴収する。

7 復学した者が納入する授業料等の額は、復学した年次の授業料等の額とする。授業料、実習費以外の納入金については、就業年限分以上は徴収しないものとする。教材費については、復学年次については徴収せず、各自購入するものとする。

8 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月まで

の授業料等を納付するものとする。

- 9 納付した検定料、入学金及び授業料等は、原則として返付しない。ただし、学籍異動日以降に納入された授業料等は、返金するものとする。

(納付金)

第23条 本校の入学金、授業料等は、別表2のとおりとする。

- 2 前項に定める入学金については、別に定めるところにより全部又は一部を免除することができる。

第10章 健康診断

(健康診断)

第24条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第11章 附帯教育

(附帯教育)

第25条 (省略)

第12章 改正等

(改正、廃止)

第26条 本学則及びこれに基づく規程の改正及び廃止等は、理事会の決議により理事長が行う。

附 則

- 1 この学則の変更は、平成元年4月入学の生徒より適用する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(平成3年～令和4年まで省略)

令和5年4月1日一部改正	別表2の金額の一部改正（令和5年度新入生より適用）
令和5年4月1日一部改正	別表1－1 美容師養成課程外 特別課目削除
令和5年4月1日一部改正	別表4の金額の一部改正（令和5年度新入生より適用）
令和5年4月1日一部改正	第6章その他学籍異動等、第14条（進級要件）、第14条の2（進級認定）、第22条の2の改正及び第15条以下の章及び条文番号変更
令和5年4月1日一部改正	第4条（総定員・学級数）
令和6年4月1日一部改正	別表1－1の教科課目及び時間数の一部改正
令和6年4月1日一部改正	別表2の金額の一部改正（令和6年度新入生より適用）

本校の教育課程、授業時間数は次のとおりとする。

美容専門課程

教科課目				授業形態	授業を行う年次	時間数		備 考	
						必修			
(必修課目)									
関 係 法 規 ・ 制 度				講義	2	30			
衛 生 管 理				講義	2	90			
保 健				講義	1 ・ 2	90			
香 粧 品 化 学				講義	1 ・ 2	60			
文 化 論				講義	1 ・ 2	60			
美 容 技 術 理 論				講義	1 ・ 2	150			
運 営 管 理				講義	2	30			
美容実習	美 容 実 習 1			実習	1	390	900		
	美 容 実 習 2			実習	2	510			
小 計						1,410			
(選択課目)									
専門教育 課目	美容特殊 技術	美 容 特 殊 技 術 1		実習	1	180	330		
		美 容 特 殊 技 術 2		実習	2	150			
一般教養 課目	美容関連 教養	美 容 福 祉		演習	1	60	270		
		日 本 文 化		演習	1	90			
		教 養 演 習		演習	1	30			
		サ ロ ン コ ミ ュ ン ニ ケ ー シ ョ ン		演習	1	30			
		色 彩		演習	1	30			
		キ ャ リ ア		演習	1	30			
小 計						600			
合 計						2,010			

本校の入学金、授業料は次のとおりとする。

美容専門課程

(単位：円)

区 分	1 年 次	2 年 次	合 計	備 考
入 学 金	120,000		120,000	
授 業 料	432,000	432,000	864,000	
実 習 費	178,800	178,800	357,600	
教 育 充 実 費	195,000	195,000	390,000	
施 設 維 持 費	132,000	132,000	264,000	
教 材 費	430,000	184,000	614,000	
学 生 生 徒 諸 費	35,200	35,200	70,400	
合 計	1,523,000	1,157,000	2,680,000	

* 専門課程の入学検定料は20,000円

学 生 心 得

山野美容専門学校の学生は次の事項を遵守すること。

1. 学生の本分

本校専門課生、及び通信課生は、山野美容専門学校の学生として誇りを持ち、美道の修業に励むとともに、その良識ある自らの行動を堅持し、学校の名誉を傷つける行為をしてはならない。

2. 人に対する尊敬の念

学校関係職員及び来訪者に対して尊敬の念をもった態度で接し、礼儀正しい挨拶、正しい言葉遣いを心掛けること。

3. 日常の行動指針

日常、相互の連帯を強め、人格を磨き自己の充実に努めるとともに、諸法令を遵守し、良心に従って行動し、いやしくも暴力を加えたり、近隣や販売店、他人に迷惑をかける行為や行動をしないこと。

4. 授業中の態度

授業中は、教師の指示に従って美容師としての修行に専念し、私語、居眠り、自己本位の行為、教室外への無断抜け出し等、授業を妨げるような一切の行為をしてはならない。

5. 実習心得

- (1) 毛髪を扱う実習については、相モデル及びモデルウィッグを使用する。なお、相モデルの授業に支障のないよう毛髪の状態を常に良好に保っておくこと。
- (2) ピアスは、化粧、美顔術の相モデルが出来なくなるため、耳以外の顔面への取り付けを禁止する。
- (3) 顔面（化粧、美顔術）、着付、マニキュアは相モデルとする。
- (4) 実習時間中は、授業に支障のないよう爪を短くし、指輪の使用を禁止する。履物は、スニーカー又は、かかとの低いものとする。

6. 服装及び容姿

- (1) 登校時から下校時までは、必ず学校所定の白衣（名札をつける）を着用すること。
- (2) 通学時の服装、履物は、学生として恥ずかしくない清潔で活動的なものとする。
- (3) 毛髪は、登下校時を除き顔面にかからないようまとめること。
- (4) 男子の髭は、常に清潔に剃っておくこと。

7. 欠席及び遅刻等

- (1) 専門課程は、修業年限のうち規定の時間数（単位）に達しないときは、卒業できない。
- (2) 欠席及び遅刻・早退並びに外出の際は、その都度、必ずに届け出ること。
- (3) 欠席が連続7日以上に及ぶときは、理由書（病気の場合は医師の診断書を添付する）をつけて届け出ること。届け出をせず連絡不通が1ヶ月以上に及ぶときは、除籍することがある。
- (4) 遅刻については毎時間開始10分までとする。早退については毎時間終了10分前よりとする。開始10分を過ぎた後の入室及び終了10分前以前の退室は欠席扱いとなる。遅刻、早退計3回で1時間分の欠席扱いとなる。
- (5) 交通機関の遅延の場合、8時50分までに申請を行い許可された場合は開始30分まで出席扱いとする。
- (6) 欠席について、1年間で90時間を越えて欠席した場合は、留年（原級留置）となり、その学年をやり直しとする。
- (7) 欠席した場合は必要な時間の補習を受講すること。

8. 一般事項

- (1) 学生証（身分証明書）は、在学中必ず携帯すること。退学等により学生としての身分をなくしたときは、担当教員に必ず返納すること。なお、学生証（身分証明書）を紛失したときは、直ちに紛失届を事務局に提出して、再交付を受けること。
- (2) 学校の施設及び備品その他これに準ずるものは丁寧に扱い、これを破損したときは、その理由により全額弁償の責任をとら

せることもある。

- (3) 荷物は各自十分に注意して管理するとともに、現金や貴重品は必ず身につけること。万一、紛失した場合、学校では一切責任を負わない。
- (4) ロッカーには、当日必要な物だけを収納保管して必ず施錠し、下校の際、再確認すること。

問題行動についての禁止事項

社会通念上相当の問題行動及び同席（本人が直接実行していない場合でも、その場にいた場合）は問題行動と捉える。

（１）学生生活における問題行動

自転車、キックボード、オートバイ等その他これに類する乗り物での通学、いじめ、暴力、威圧行為、高額な金銭の貸し借り、違法行為に関する勧誘活動、禁止職種アルバイト（風俗営業法等に関する教育的にふさわしくないもの、就業時間が深夜に及ぶもの）、SNS上の不適切な利用・誹謗中傷の書き込みや拡散行為、他

（２）授業における問題行動

カンニング（定期試験・追試等における不正行為）、授業中教員の指示に反した音楽・動画の視聴、教職員や来校者に対する暴言、注意指導に対する反抗や拒絶行為、他

（３）社会通念上相当ではない問題行動等（学内外での行動を含む）

喫煙・タバコ所持・飲酒（ノンアルコール飲料を含む）や、同席などそれらを助長する疑わしき行為の一切、金銭強要、窃盗、詐欺行為、器物損壊、不法侵入（住居侵入及び学校外の駐車場内立ち入り等）、反社会的勢力及びそれに準ずる関係者等との付き合い、シンナーや覚せい剤等の薬物所持や使用、不正乗車、無免許運転等の交通違反行為、他

生徒心得違反

無断での遅刻・早退・欠席、教員に対する暴言、注意・指導に対する反抗・拒絶 等

問題行動の違反回数について

1回目 訓告、保護者通知（本人の了承を不要とする）・説諭・反省文・誓約書・ボランティア活動

2回目 停学5日 保護者通知（本人の了承を不要とする）・説諭・反省文・誓約書・ボランティア活動

3回目 無期停学とする

※例 喫煙1回、飲酒1回を同時に行った場合、違反回数は2回目に該当とし、停学5日の処分とする。

※ 学校長の判断により、問題行動によっては、1回目で停学、無期停学又は退学となる場合がある。

（1）訓告

ア 問題行動を起こした場合

（2）停学処分

ア 問題行動を起こした生徒が学校の指導に従わない、または反省しない場合

イ 問題行動を繰り返し、通常のプロ反省指導以上の措置が必要と判断した場合

ウ 問題行動が本校生徒・社会に大きな影響力を持ち、学校が厳しい反省を必要と判断した場合

（3）無期停学処分

以下の場合、まずは本人・保護者に対して自主退学又は休学の勧奨を行うが、これに対して本人・保護者の同意が得られない場合、ないしは無期停学勧奨がふさわしくないと判断される場合には退学処分を行う。なお、この決定にあたっては、学生・保護者から事情や意見を聴き、弁明の機会を持つ。

ア 問題行動を繰り返し、度重なる指導に従わない場合

イ 問題行動を繰り返し、他の学生に悪影響を与え、本校での学校生活の継続が不可能と判断した場合

ウ 社会的に極めて重大な問題行動を起こした場合

退学処分について

退学は、問題行動を行った学生及び以下の学生に対して行う。

(学校教育法施行規則第26条)

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められた者
- ③ 正当な理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

※退学事由の④については具体的には学校内外で以下のような行為を行った場合

ア 傷害を負わせる行為

イ 刃物など凶器による威嚇するなど、生命及び身体の安全を脅かす行為

ウ 継続的ないじめ

エ 大麻・覚醒剤・シンナーなどの薬物の所持・販売や使用

オ 売春・買春など性の逸脱行為

カ 授業妨害など正常な教育活動を妨げる行為

キ 学校からの反省指導に従わない場合

ク 窃盗・金品の強要・暴走行為などの反社会的行為

ケ 他の学生や社会への影響が大きい問題行動を起こした場合

コ 停学処分を行っても改善が見られない場合

3 年間行事予定表

年間行事予定表（専門課程）

月	1 年 次	2 年 次
4 月	入学式／オリエンテーション 健康診断	始業式／オリエンテーション 健康診断
5 月	創立記念式典	創立記念式典
6 月	創立記念日 校長講義 学苑祭	創立記念日 校長講義 学苑祭
7 月	学期末試験 学内コンテスト 1 学期終業式	学期末試験 学内コンテスト 1 学期終業式
8 月	夏期休業	夏期休業
9 月	2 学期始業式 サンクスデー	2 学期始業式 サンクスデー
10月	芸術祭	芸術祭
11月	国内研修旅行	卒業試験
12月	2 学期終業式 冬期休業 海外研修旅行（予定）	2 学期終業式 冬期休業
1 月	3 学期始業式 学期末テスト	3 学期始業式
2 月	合同サロン説明会	美容師国家試験（実技）
3 月	3 学期終業式 春期休業	美容師国家試験（筆記） 卒業式 美容師国家試験合格発表

本予定表は令和 6 年 2 月現在のもので、予定は変更になる可能性があります。

- ◇◇ 美容師国家試験は在学中（卒業前）に受験します ◇◇
- ・試験の時期は実技試験が2月の初旬頃、筆記試験が3月の第1日曜日です。
 - ・合格発表は3月末に行われます。
 - ・美容師国家試験に合格して卒業した学生だけが、美容師免許証の交付を申請することができます。

4 学生生活の案内

① 主な窓口取扱業務

証紙券売機に関すること

個人情報保護に関すること

校舎、山野ホールなどの施設管理に関すること

施設の利用申請等に関すること

校舎の防災対策、環境保全に関すること

カリキュラムに関すること

授業に関すること

学内試験、卒業認定に関すること

学生の入学、褒章、懲戒処分その他学生の身分に関すること

学生の学籍記録及び諸証明に関すること

授業料など学納金に関すること

入学者選抜に関すること

通信授業及び添削指導に関すること

面接授業（スクーリング）に関すること

学生の課外活動、諸行事の支援に関すること

学生生活の支援、指導及び補導に関すること

学生の就職相談、斡旋、資料の展示、事務手続きに関すること

学生の保健及び厚生に関すること

教材に関すること

奨学金制度（日本学生支援機構、その他）の紹介及び申請手続き等に関すること

国家試験の申請手続き等に関すること

② 窓口事務取扱時間

窓 口	取 扱 時 間	備 考
事 務 局	8：30～18：00	学生相談 (学校生活でわからないことや、 困ったことがあったら相談に来てく ださい。)
証 明 書 交 付 願	8：30～18：00	
就 職 相 談	9：00～17：00	
健 康 相 談	9：00～17：00	
月～金曜日までの毎日。土曜、日曜、祝日及び休業期間中は窓口は利用できません。		

③ 発行できる証明書

種 類	手数料	担当課	備 考
在 学 証 明 書	300円	教務学生課	土、日、祝日を除く13:00ま での申請で当日16:00に、 13:00以降の申請で翌日(土、 日、祝日を除く)16:00にお 渡しできます。 各種英文での証明書は1週間 前までに申請してください。 手数料はすべて1,000円です。
成 績 証 明 書	500円	〃	
卒 業 (見 込) 証 明 書	300円	〃	
学 生 証 再 発 行	1,300円	〃	
出 席 証 明 書	500円	〃	
学生旅客運賃割引証明書	無 料	〃	

※返金手数料は自己負担となります。

④ 学籍異動

学籍異動

休学・退学・復学等希望する場合は、担当教員に相談のうえ所定
の手続きをとってください。

⑤ 奨学金制度

1. 日本学生支援機構

申 込 資 格：人物、学業ともに優れ経済的理由により修学困難
な者。

募集及び申込：原則、春（4月頃）及び秋（9月頃）に学校を通
じて申込みをします。

資格・選考：人物、学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を日本学生支援機構に推薦します。日本学生支援機構では家計基準を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用します。

給付月額：	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円
第Ⅳ区分	9,600円 (10,700円)	19,000円

生活保護世帯、児童養護施設等の入所者等はカッコ内の金額

貸与月額：第一種奨学金
20,000円、30,000円、40,000円（自宅通学・自宅外にかかわらず）
50,000円（自宅外）60,000円（自宅外）
53,000円（自宅通学）
：第二種奨学金
20,000円から120,000円までの間で1万円単位で額を選択できます。

利子：第一種奨学金 無利子
第二種奨学金 有利子（利率は年3.0%が上限）

返済始期：貸与終了の翌月から数えて7か月目の月から。

2. 東京都育英資金

申込資格：申込者と申込者を扶養している方が貸付けを開始する月の初日に都内に住所を有していること。
他

募集及び申込：毎年4月中旬から5月中旬頃までに学校を通じて申込みをします。

貸付月額：53,000円

利子：無利子

返済始期：貸与終了後、6か月後から

返済期間：13年間

3. 日本政策金融公庫 国の教育ローン

申込資格：世帯年収と子供の人数により制限があります。

募集及び申込：公的機関で教育のために必要な資金を融資するもので、年間を通していつでも申込み可能です。

融資額：350万円以内

金利：年2.25%（交通遺児家庭・母子家庭・父子家庭等は、年1.85%）（2024年3月現在）

返済期間：18年以内（在学期間中は利子のみの返済が可能）

4. 提携学費ローン

取扱機関：株式会社オリエントコーポレーション

株式会社ジャックス

SMBCファイナンスサービス株式会社（セディナ）

募集及び申込：電話照会と郵便による書類提出（WEBでの申し込みも可能）取扱い機関に直接お問い合わせください。

融資額：各納付時期請求金額の範囲内

金利：株式会社オリエントコーポレーション 年4.0%

株式会社ジャックス 年3.5%

SMBCファイナンスサービス株式会社（セディナ） 年3.5%（2024年2月現在）

返済期間：7～10年以内

⑥ 本校独自の学費支援制度（併用可）

山野愛子奨学金

経済的理由で修学困難な学生が2年次に利用できます（成績など条件有）。

500,000円以内貸与（無利息若干名）

⑦ 健康相談

(1) 定期健康診断

定期健康診断は学校保健法によって義務づけられております。本校では4月に行いますので必ず受診してください。

(2) 健康相談

健康相談室では、身体の不調やケガなどの応急処置、身体や心の悩みなどの相談を、次の時間帯で受け付けています。
(相談者に無断で相談内容を口外することはありません。秘密は厳守します。)

開室日：月曜～金曜（9時00分～17時00分）

場 所：1階

⑧ 住まいの相談

学生会館、学生専用マンションへの入居を希望する方はご相談ください。

⑨ 就職指導

本校における就職は、伝統と多数の卒業生を美容界へ輩出している実績とネットワークにより、毎年、卒業生数を大幅に上回る有効求人数が寄せられています。さらに、担当教員による指導を基本として、キャリアサポートセンターの専門スタッフが万全の態勢を整えています。

就職にむけての準備は授業の中でも進められていきます。クラス別の就職ガイダンス、履歴書の書き方、面接の受け方などとても重要です。真剣に取り組みましょう。

キャリアサポートセンターは2階学生入口の横にあります。基本的に学校の授業がある、月～金曜日までの午前9時～午後5時まで開いています。

書棚には地域別に分類された「求人票」、サロン紹介のパンフレットが並び、インターネット検索用のパソコンも置いてあります。掲示板には説明会、面接日の日程などが貼り出されています。学生各自に

も配信されます。

これらを有効に活用していただくほか、学内ではサロンなどの会社説明会が多数実施されています。積極的に参加して情報を広く集めることが重要です。就職においても報告、連絡、相談の「ほうれんそう」が基本です。担任とキャリアサポートセンターのスタッフによく相談をして、自分にあった就職先を見つけましょう。

⑩ セクハラについて

山野美容専門学校では全ての学生、教職員が個人として尊重され、互いの信頼をもとに教育、研究に専念できる環境をつくり、これを維持して行くことが重要と考えており、「山野学苑におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」を制定し、いかなるセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）も黙認されたり、見過ごされたりすることのないよう取り組んでいます。

1. 基本的な心構え

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないこと。
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止に対する行動をためらわないこと。
- (3) 嫌なことは、相手に対して明確に意思表示をすること。
- (4) 相談員又は担任の教師もしくは信頼できる友人に相談し、早い解決策を考えること。

2. 相談窓口と相談

副 校 長 2階教員室
教 頭 2階教員室
健康相談員 1階健康相談室

相談は直接相談員を訪問、電話による相談、メールによる相談、信頼できる友人を介しての相談など自由に連絡を取ってください。相談員に相談しづらいときは、担当教員や教務学生課の職員など相談しやすい人に相談してください。

⑪ 学生のための法律相談

日常生活で起こる法律問題、疑問について気軽に弁護士に相談がで

きます。

⑫ 緊急時の対応方法

山野美容専門学校ホームページ (<https://www.yamano-bc.ac.jp>)
のトップページに緊急時情報が掲載されるので確認してください。

山野美容専門学校における個人情報保護の取り扱いについて

校長 山野愛子ジェーン

山野美容専門学校（以下「本校」という。）では、平成17年4月1日に施行された「個人情報の保護に関する法律」に基づく、学校における学生等に関する個人情報の適切な取扱いを確保するため個人情報保護規程を作成しております。また本校では個人情報保護の重要性を認識し、学内に個人情報保護規程を規定するほか個人情報の保護に関する法律や政令、文部科学省、厚生労働省、経済産業省が定める指針等の基準を遵守しながら、個人情報の保護に努めています。

〔Ⅰ〕個人情報の利用目的

皆様及び保護者・保証人（ご父母様等）の個人情報は、以下のとおり、本校の教育研究及び学生支援に必要な業務を遂行するために利用します。なお、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知または公表します。

1. 学生の個人情報の利用目的

資料請求：入学案内等資料の発送、オープンキャンパス等各種行事案内、統計資料等作成。

入学関係：入学志願者に対する選抜試験運営、入学手続き（編入学、再入学を含む）、学生証交付。

修学関係：履修相談、修学指導、学業奨励、履修登録、資格課程登録、授業・試験運営、成績処理、単位認定、進級・卒業判定、卒業証書授与、海外研修、卒業アルバムへの掲載。

学籍関係：休学・復学・退学等の手続き。

学生生活：学生生活全般に関わる指導・助言、福利厚生施設の紹介、奨学生選考、奨学金交付・償還、定期健康診断、日常的な健康相談、課外活動支援、弔慰、災害見舞、学生・生徒災害傷害保険。

進路関係：キャリア（進路）形成支援、求職登録、就職斡旋、資格取得のための課外講座運営。

広報関係：授業風景、学校生活、課外活動等の写真や動画を学校案内等の広報誌や本校ホームページ等のWEBサイト、Twitter、InstagramなどのSNS、および進学を目的とする媒体などへの掲載。

その他：各種連絡・通知（山野学苑分も含む）、諸証明書発行、緊急連絡網作成、用具・備品等の貸与、学則による処分、出身校への報告（修学状況・美容師国家試験合格・進路情報の報告等）。

2. 保護者・保証人の個人情報の利用目的

学生の修学指導に必要な連絡（学業成績、出席状況を含む修学状況）、各種送付物（学費納付書、学校行事案内、山野学苑広報誌）の発送。

〔Ⅱ〕個人情報の取得、管理及び利用

1. 適正な取得及び利用

本校は、個人情報を取得するときは、利用目的を公表または通知し、また直接ご本人から書面に記載された個人情報を取得する場合には予め利用目的を明示し、適法かつ公正な手段によって取得します。また、ご本人の人種、心情、社会的身分、病歴等の要配慮個人情報については、取得しません。ただし、法令に基づくときや、個人の事前の同意があるとき等はこの限りではありません。

本校は、利用目的に必要な範囲内で、適正に個人情報を利用し、違法又は不当な行為を助長する方法で利用しません。

2. 適正な管理

個人情報の安全性及び信頼性を確保するため、漏えい、滅失、き損及び改ざんを防ぐために、適切な安全管理措置を講じます。また、常に最新の状態に保つよう努め、保有する必要がなくなった場合には、廃棄又は消去します。また、個人情報を取り扱う教職員及び委託先に対して、必要かつ適切な監督を行います。

〔Ⅲ〕個人情報の第三者提供

本校では、あらかじめご本人の同意を得たうえで、学生の個人情報を以下のとおり第三者に提供することがあります。なお、これ以外に提供の必要性が生じた際は、都度、ご本人から意思確認の手続きをとります。

1. 学生の学業成績、出欠状況等の修学状況を保護者・保証人に提供。

本校は、厚生労働省より美容師養成施設の指定を受けており、日常の授業出欠席については厳しく管理しています。そのことに関して、保護者・保証人様と連携し、個別修学指導を実践することが教育上有用な取り組みであると考えており、一定期間の出席状況の特に良好でない学生の出席状況については、保護者・保証人に対してその状況をお知らせし、修学状況に関する問い合わせや相談等に応じます。

2. 学生の学業成績等の修学状況を奨学団体に提供。

本校では、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学団体による奨学金を取り扱っています。奨学金受給資格審査のため、奨学団体に対し学生の個人の学業成績を提供しなければなりません。

3. 学生災害保険加入に際し、加入者名簿を保険会社に提供。

本校では、万一に備えて学校管理下における学生のケガを広く補償する学生災害保険に学生全員の加入手続きを行っています。この保険加入手続きに際して、保険会社に学生名簿を提供します。

4. 学校運営上、学生の管理に必要となる情報を外部業者に提供。

タブレット端末の契約手続きの際に、外部業者へ情報を提供します。

5. 学生の修学状況や進路情報を出身学校への報告に使用。

本校では、学生が卒業した高等学校や日本語学校等に対し、学生の在籍状況、大会やコンテスト及び課外活動等での成績や活動状況、進路情報を提供する場合があります。

6. 肖像（写真・動画）を風景（イベント等の様子）として、美容サロンなどに提供。

美容サロンや、美容業界の発展を目的とした活動の様子（学事・就職関連会社のイベント、就職活動の様子など）を、イベント主催のサロンや就職関連会社のホームページまたは、イベント情報の発信等に利用することにおいて、肖像（写真・動画）を提供します。

〔Ⅳ〕個人情報の開示等の請求

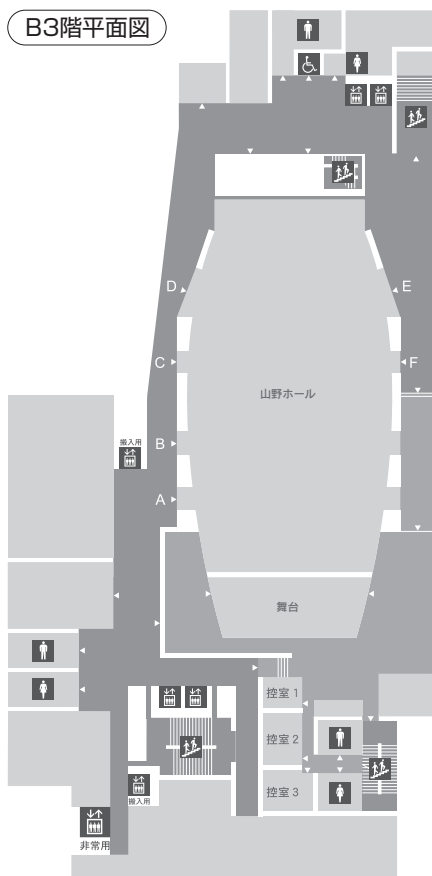
本校は、個人情報の照会・訂正・利用停止・消去等のご要望があったときは、所定の手続きでご本人であることを確認のうえ、すみやかに対応します。これらの権利行使をされる場合は、以下〔Ⅴ〕のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

〔Ⅴ〕個人情報保護に関するご質問等に関するお問い合わせ窓口

個人情報に関するご質問や苦情に関しましては、山野美容専門学校個人情報委員会事務局（TEL03（3379）0111）までご連絡ください。

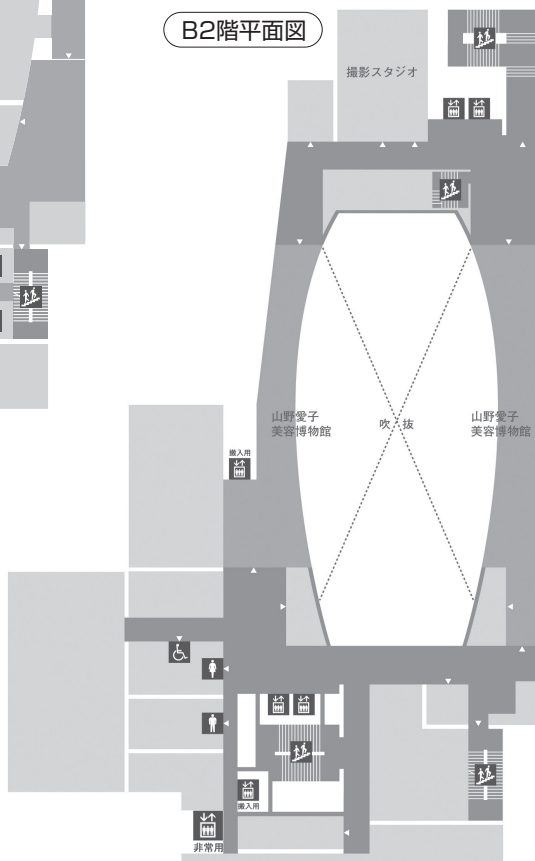
5 校舎案内図

B3階平面図



-  エスカレーター
-  エレベーター
-  階段 (避難経路)
-  女子化粧室
-  男子化粧室
-  多目的化粧室

B2階平面図

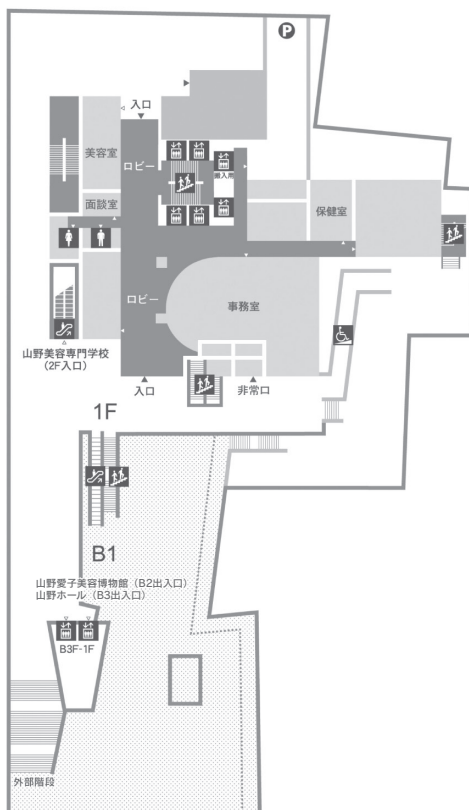


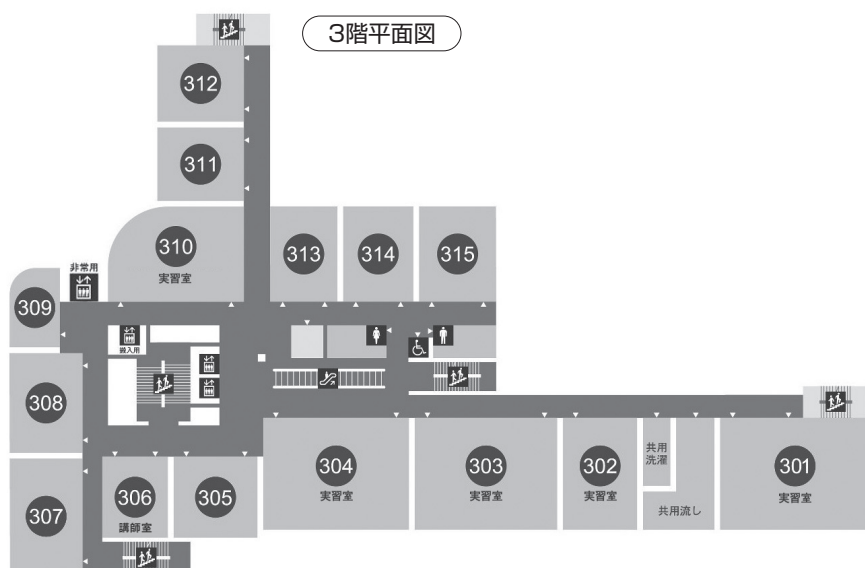
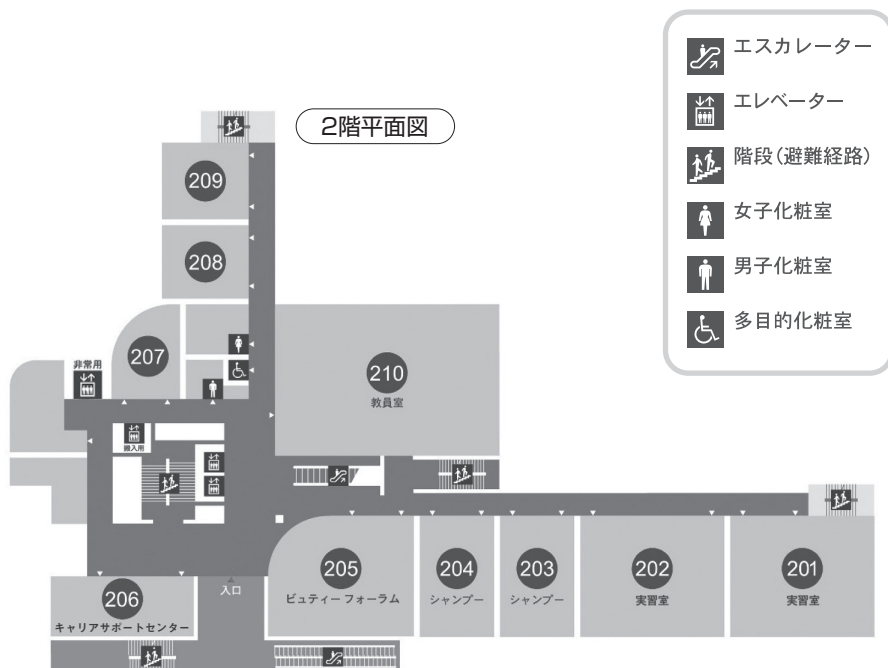
B1階平面図



-  エスカレーター
-  エレベーター
-  階段(避難経路)
-  女子化粧室
-  男子化粧室
-  多目的化粧室
-  駐車場

1階平面図





 エスカレーター

 エレベーター

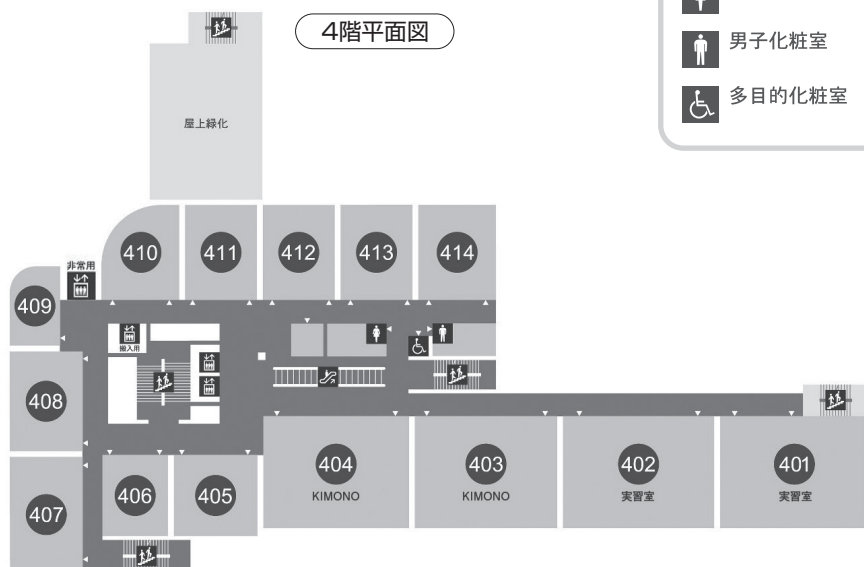
 階段 (避難経路)

 女子化粧室

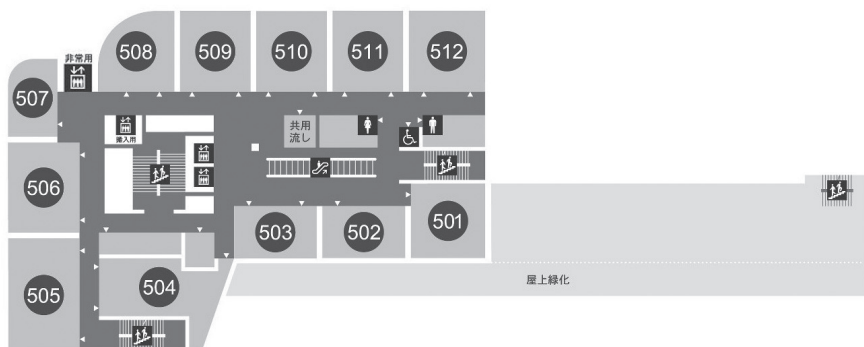
 男子化粧室

 多目的化粧室

4階平面図



5階平面図





 エスカレーター

 エレベーター

 階段 (避難経路)

 女子化粧室

 男子化粧室

 多目的化粧室